

歳末見舞金支給要綱

(目 的)

第1条 歳末見舞金は、新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人たちが、そろって明るいお正月を迎えられることを目的として支給する。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、泊村並びに泊村社会福祉協議会とする。

(対 象)

第3条 この事業における歳末見舞金支給対象者（以下、「対象者」とする。）は、生活保護受給世帯以外で、12月1日を基準日として以下の要件に該当する者とする。

(1) 要保護世帯

泊村で3ヶ月以上継続して在宅で生活している65歳以上独居であり、昨年の年間収入が108万円以下の方（遺族年金等含む）、65歳以上の夫婦世帯であり、昨年の年間収入が140万円以下の方（遺族年金等含む）。

(2) 長期入院者

65歳以上の方で基準日（12月1日）までに3ヶ月以上病院に入院している方。（ただし、過去に長期入院で見舞金の支給を受けた方は除く。）

(3) 在宅要介護高齢者

65歳以上の方で泊村寝たきり老人等介護手当を受給している方。

(4) むつみ荘入所無年金者

現在むつみ荘に入所しており、年金を受給されていない方。

(実施期間)

第4条 この事業の実施期間は12月1日から12月31日までを期間とする。

(支給額)

第5条 歳末見舞金の支給額については、原則として以下のとおりとする。

(1) 要保護世帯	1世帯	10,000円
(2) 長期入院者	1名	10,000円
(3) 在宅要介護高齢者	1名	10,000円
(4) むつみ荘入所無年金者	1名	10,000円

(申請方法)

第6条 この事業に申請する者は（以下、「申請者」という。）申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、指定した期間までに泊村及び泊村社会福祉協議会まで提出しなければならない。

2 世帯及び収入状況は、申請者同意のもと泊村が照会を行うこととする。

(見舞金の可否)

第7条 前条の要項により、申請があった場合、その内容を審査のうえ、見舞金の可否を決定(様式第2号)するものとし、その結果を申請者等に速やかに通知するものとする。

(見舞金)

第8条 見舞金は、泊村及び泊村社会福祉協議会が第5条に掲げる支給額に基づき折半し、支給することとする。

(見舞金の配布)

第9条 見舞金の配布は、12月31日までの期間に、民生委員・児童委員から現金で配布する。

(その他)

第10条 その他必要な事項については、泊村と泊村社会福祉協議会が協議し、決定する。

附 則

この要項は、令和5年12月 1日から施行する。